

平成 21 年 1 月からの健康保険制度の一部変更について

平成 21 年 1 月から、下記のように健康保険制度の一部が変更となりますので、お知らせいたします。

● 出産育児一時金(家族出産育児一時金)の支給額が 38 万円に

(平成 21 年 1 月から)

被保険者や被扶養者が出産したときに支給される「出産育児一時金」が 350,000 円から 380,000 円に引き上げられます。ただし、産科医療補償制度に加入している分べん機関で出産することが条件となりますので、分べん機関が制度に加入しているか必ず確認してください(平成 20 年 12 月現在で 98% 以上が加入しています)。未加入機関の場合は従来どおり 350,000 円となります。

※ **産科医療補償制度**: 妊婦が安心して出産できるように、分べん機関が加入する制度。制度に加入している機関で出産すると、赤ちゃんが脳性まひとなった場合に総額 3,000 万円の補償金が支払われます。

◆産科医療補償制度についてのお問い合わせは

財団法人日本医療機能評価機構 03-5800-2231 受付:9:00~17:00(土日・祝日を除く)

◆加入分べん機関などの情報については <http://www.sanka-hp.jcghc.or.jp/index.html>

● 高額療養費の自己負担額の特例(75 歳到達月)が創設

(平成 21 年 1 月から)

高額療養費は月単位で計算されますが、①75 歳となり後期高齢者医療制度の被保険者となった場合
②被保険者が後期高齢者の被保険者になったことにより被扶養者でなくなった場合に、その月に受けた療養については、健康保険・後期高齢者医療の自己負担限度額はそれぞれ 2 分の 1 になります。

● 現役並み所得者の判定基準が変更 (平成 21 年 1 月から)

70 歳から 74 歳の人について、後期高齢者の被保険者となって被扶養者でなくなった人がいる場合、収入が変わらないにもかかわらず現役並み所得者と判定されることがありました。その基準が見直され、被扶養者であった人との年収の合計が 520 万円に満たない旨を健保組合に申請すれば、現役並み所得者と判定されず 1 割負担となります。

● 70 歳から 74 歳の人の一部負担の見直しが凍結 (平成 21 年 4 月から)

70 歳から 74 歳の人の一部負担金が、平成 20 年 4 月から 1 割から 2 割に引き上げられることになっていましたが、21 年 3 月までは 1 割に据え置かれていました。今回改正では引き上げをさらに 1 年凍結し、平成 22 年 3 月まで 1 割に据え置かれます。